

## 彩の国いきがい大学熊谷学園校友会連絡協議会規約（改正案）

### 改正のねらい

- 1、役員に事務局次長を新設：現存する事務局長補佐人を事務局次長とし役職を明確化する。
- 2、役員任期の明確化：現行規約第 7 条の役員の任期は、第 9 条ですべて 2 年としている。  
これを現状にあわせ各役員の任期を明確化する。
- 3、附則に改正点の明確化：現行附則では改正点が不明確、これを明確化する。

改正 平成 2 5 年 5 月 1 6 日

現 行	改 正 案	理 由
<p>(役員)</p> <p>第 6 条 熊連協に次の役員を置く。</p> <p>1) 会長 1 名</p> <p>2) 副会長 若干名</p> <p>3) 理事 若干名</p> <p>4) 代議員 若干名</p> <p>5) 事務局長 1 名</p> <p>6) 会計 2 名</p> <p>7) 監事 2 名</p>	<p>(役員)</p> <p>第 6 条 熊連協に次の役員を置く。</p> <p>1) 会長 1 名</p> <p>2) 副会長 若干名</p> <p>3) 理事 若干名</p> <p>4) 代議員 若干名</p> <p>5) 事務局長 1 名</p> <p><b>6) 事務局次長 1 名</b></p> <p>7) 会計 2 名</p> <p>8) 監事 2 名</p>	<p>6) 事務局長の補佐として事務局次長を設ける。以下項を下げる。</p>
<p>(役員を選出方法)</p> <p>第 7 条 熊連協の役員は、次の方法により選出する。</p> <p>4) 事務局長及び会計は、会長が指名し総会の承認を得る</p>	<p>(役員を選出方法)</p> <p>4) 事務局長、<b>事務局次長</b>及び会計は、会長が指名し総会の承認を得る。</p>	<p>4) 項に<b>事務局次長</b>を追加</p>
<p>(役員職務)</p> <p>第 8 条 役員職務は、次のとおりとする。</p> <p>1) (略)</p> <p>↓</p> <p>7) (略)</p>	<p>(役員職務)</p> <p>第 8 条 役員職務は、次のとおりとする。</p> <p><b>6) 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代行する。</b></p>	<p><b>6) 項を設け、事務局長の職務を記し、現行 6) を 7) 項に、現行 7) 項を 8) 項とする。</b></p>

<p>(役員任期)</p> <p>第9条 役員任期は2年とする。 ただし、再任を妨げない。</p> <p>2) 補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。</p>	<p>(役員任期)</p> <p>第9条 <u>役員任期は次のとおりとする。</u>ただし再任を妨げない。</p> <p><u>1) 会長、副会長、会計及び監事の任期は2年とする。</u></p> <p><u>2) 理事及び代議員の任期は、選出された期またはクラブで定めた任期とする。</u></p> <p><u>3) 事務局長及び事務局次長の任期は1年とし、事務局次長は任期満了後は事務局長となる。</u></p> <p>4) 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>2) 現行規定では、第6条の役員任期をすべて2年と規定している。現在では理事及び代議員は、選出された期またはクラブで定めた任期となっているので、第6条と第9条との整合性に欠けている。そこで改正案どおりとした。</p> <p>3) 事務局長及び事務局次長の任期を明確にした。</p>
	<p>(附則)</p> <p><u>平成25年5月16日から適用する。(第6条第6項に事務局次長を追加し、現行第6項、第7項をそれぞれ第7項、第8項とした。第7条第4項に事務局次長を追加。第8条第6項に事務局次長の職務を記し、現行第6項及び第7項をそれぞれ第7項及び第8項とした。第9条を全面的に見直し第1項、第2項、第3項をそれぞれ新設し、現行第2項を第4項とした。)</u></p>	